

笛吹市公共施設等総合管理計画(追補版)(案)に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

笛吹市は、合併前の旧町村において、昭和40年代から50年代にかけて、公共施設が一斉に建設され、あと10年もするとそれら施設は、建て替え等、更新の時期を迎えます。しかし、少子高齢化や人口減少が進む厳しい財政状況の中、既存の全ての公共施設を更新し、現状の規模のまま維持管理していくことは不可能です。

そこで、市では、公共施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行い、施設の削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示すため、平成29年2月に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、これらの背景や基本方針などを踏まえ、市が所有する施設やインフラに必要な機能を効率的に維持するため、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化について、より具体性を持った「個別施設計画」及び「長寿命化計画」を令和3年3月に策定し、施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進めています。

このたび、令和3年3月に策定した「個別施設計画」及び「長寿命化計画」を踏まえ、公共施設等総合管理計画の内容を改訂するよう、総務省から要請があったため、改訂が必要な項目のみを記載した追補版として、「笛吹市公共施設等総合管理計画(追補版)(案)」を取りまとめましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和4年1月18日（火）～令和4年2月17日（木）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所総合政策部政策課で閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メールの場合
「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。
- (2) ファクシミリの場合
「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
FAX番号（055-262-4115）に送信してください。
- (3) 郵送の場合
「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所政策課行政改革担当まで郵送
してください。
- (4) 窓口来庁の場合
「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
笛吹市役所本館2階、政策課行政改革担当まで提出してください。

4 御意見等の取扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理、分類した上で、これに
対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所、氏名等の個人に関する情報は、公開しないことはもとより、
他の目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 行政改革担当
電話 055-262-4111(内 212、213)